

# 名古屋港管理組合公報

平成22年6月15日

(火曜日)

第456号

## 目次

条	例	
辞	令	
○職員の子育休等に関する条例の一部を改正する条例	.....	1
○梅村邦子ほか	.....	1

## 条 例

職員の子育休等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。  
平成二十二年六月十五日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

### 名古屋港管理組合条例第六号

職員の子育休等に関する条例の一部を改正する条例

職員の子育休等に関する条例（平成四年名古屋港管理組合条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号及び第六号を削り、同条の次に次の一条を加える。

（法第二条第一項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

**第二条の二** 法第二条第一項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、五十七日間とする。

第三条の見出しを「（法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情）」に改め、同条第一号中「第五条第二号に掲げる」を「第五条に規定する」に、「同号」を「同条」に改め、同条第三号中「請求の際育児休業等により両親が」を「承認の請求の際育児休業により」に、「引き続き配偶者（当該子の親であるものに限る。）が三月以上の期間にわたり当該子を常態として養育したこと」を「三月以上の期間を経過したこと」に改め、同条第四号中「再度の」を削る。

第五条中「次に掲げる事由」を「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、同条各号を削る。

第六条を次のように改める。

### 第六条 削除

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年六月三十日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の職員の子育休等に関する条例第三条第三号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後は、この条例による改正後の職員の子育休等に関する条例第三条第三号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

## 辞 令

新	旧	氏 名
名古屋港管理組合監査委員		梅 村 邦 子 (6月9日)
名古屋港管理組合監査委員		吉 井 信 雄 (6月11日)

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

## 名古屋港管理組合